

健康診査における個別健診のお知らせ

毎年、南プミニドック（住民健診）を実施していますが「日程が合わない」「仕事が忙しい」などの理由で受診することができない方も多くいると思います。

そこで、今年度も、集団健診（南プミニドック）を受診することができない方を対象に、基本健康診査のみご自身の都合のよいときに受けられる個別健診を実施します。

健診内容は、以下のようになっていますので、ぜひこの機会に受診しましょう！

対象者

以下の方で、南プミニドックでの基本健康診査を受けることができない方

19歳から39歳で職場健診などを受診する機会がない方

40歳から75歳で南富良野町国民健康保険に加入している方

後期高齢者医療保険（75歳以上）の被保険者の方 生活保護世帯の方

個別健診を受けられる医療機関

落合診療所・幾寅診療所・金山診療所・けん三のこたば館クリニック

実施期間

平成22年7月1日から平成22年12月31日までの期間で都合のよい日時に受けられます。

受診の際は予約が必要です。

健診内容

基本健康診査のみ実施します。胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診はありません！

身長・体重・腹囲 尿検査（蛋白・糖） 問診・血圧測定 血液検査

心電図検査（医師の判断により行います。） 診察

眼底検査は集団健診（南プミニドック）のみで実施します。

健診料金 無料

申込み方法・受診方法

4月上旬に各世帯に配布する健診意向調査、または電話で保健福祉課保健指導係まで申込みをしてください。

受診を希望された方には、希望月の前月末までに問診票などを送付します。問診票などが届きましたら、受診を希望する医療機関に直接電話をして予約をしてください。

保健福祉課保健指導係 ☎ 52 2211

広報みなみふらの

お知らせ版

2010.4.1

No.206

産業課林務係からのお知らせ

現在、森林を所有されている方が立木を伐採し売り払いなどの処分をする場合には、森林法の定めにより必ず「伐採届」（正式には伐採及び伐採後の造林届出書）を町へ提出し、承認を受けなければ処分することができないことになっています。

もし、この「伐採届」の提出をしないまま立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合は、森林法第207条に基づき罰金刑が課せられることとなります。（ただし、森林施業計画を樹立されている方は他の手続きが必要となります。）

また、立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合には、森林法の定めにより継続した森林整備をしなければならないとされており、これが守られない場合にも罰金刑が課せられることもありますので、ご注意願います。

特にここ最近において、伐採を勧める悪質な仲買人業者が回っていると聞いていますので、伐採を勧められても安易に契約などはせず、役場産業課林務係または南富良野町森林組合のいずれかに必ずご連絡、ご相談いただくようお願いいたします。

お問い合わせ先

産業課林務係 ☎ 52 2178

南富良野町森林組合 ☎ 52 2130

第61回北海道植樹祭 in 下川 参加者募集

北海道植樹祭は道民との協働による森林づくりを進める中心的な行事として、毎年、道内各地で開催されています。本年は道北圏域として下川町桜ヶ丘公園を会場に開催を予定しています。

●開催日 5月30日（日）8:00～14:00

●開催場所 下川町桜ヶ丘公園

●内容

アトラクション、記念式典、植樹、催事

●交通関係 自家用車などで参加できます。
（会場周辺に専用駐車場あり）

●募集締切 4月23日（金）まで

募集は先着順として定員（1,500名）になりしだい締め切ります。

●その他 参加者全員に参加記念品およびお弁当が出ます

問い合わせ・申し込み先

産業課林務係 ☎ 52 2178